

役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、役員及び評議員等が社会福祉法人さとに会の用務について、支給される報酬と、用務のため旅行する場合の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる役職員をいう。

- (1) 役員（理事長、理事、監事）
- (2) 評議員及び評議員選任・解任委員
- (3) 理事長又は理事会が委嘱または依頼した各種委員会の委員等

(報 酬)

第三条 役員等の報酬については、別表1の通りとする。

- 2 監事が理事会・評議員会へ出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により、報酬支払うとともに実費を費用弁償するものとする。

(費用弁償の種類)

第四条 費用弁償の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅費雑費とする。

(費用弁償の額及び支給)

第五条 費用弁償の額及び支給については、さとに会旅費規程に準ずるものとする。

- 2 理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会と同一の日に開催される評議員会に出席する場合は、出席にかかる1回分の旅費実費相当額のみを費用弁償するものとする。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第六条 この法人の全理事の各年度の総額を3,200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の各年度の総額を20万円以内とする。

(報酬等の支給日)

第七条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給

日が土日、祝祭日にあたる場合は前の営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第八条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改 廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第十条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(施行期日)

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年4月1日から施行する。(役員等の報酬を定めた。)

別表1 報酬及び費用弁償

職 名	日額報酬	月額報酬	年額報酬	費用弁償
理 事	5,157 円			旅費規程に準ずる。
監 事	5,157 円			旅費規程に準ずる。
評 議 員	5,157 円			旅費規程に準ずる。
評議員選任・解任委員会	3,094 円			旅費規程に準ずる。
各種委員等	3,094 円			旅費規程に準ずる。

*役員報酬については、定款第八条で、勤務状態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

別表2 監査報酬及び費用弁償

職 名	勤 務 形 態	日 額 報 酬	費 用 弁 償
監 事	監査指導・監査業務	10,315 円	旅費規程に準ずる。